

彩都東部地区地権者協議会（以下「当協議会」と呼びます。）の会員の皆さまにおかれましては、当協議会の活動について平素よりご理解ご協力いただき、誠にありがとうございます。

令和2年度の決算については、別紙 1「令和2年度 彩都東部地区地権者協議会 決算報告」のとおりであり、会計監査役の久保様に決算書について適正である旨をご確認いただきましたのでご報告いたします。

令和2年度は、C区域において地権者の意向確認や関係機関との協議が進められ、今後は地権者の同意を得て、土地区画整理組合の設立認可申請を行う予定です。また、A区域においても事業化に向けた地権者の合意形成や関係機関との協議が進められており、C区域の組合設立認可後、速やかに土地区画整理事業の施行について認可申請を行う予定です。D区域においては、まちづくり協議会を設立し、(株)フジタが事業化検討パートナーに決定されるなど、準備組合設立に向けた取組みが進められています。

このように先行するC区域に続き、A区域、D区域においても事業化に向けた取組みが、順次、進められており、引き続き、彩都東部地区全体の早期の事業化に皆さまのご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

彩都東部地区地権者協議会

会長 速水 清

事業化検討アドバイザーを追加決定

令和2年8月より、「事業化検討アドバイザー」の追加募集を行っています。その結果、令和2年10月に(株)奥村組、令和3年4月に(株)大林組を「事業化検討アドバイザー」として追加決定いたしました。

今後、「事業化検討アドバイザー」には、当協議会が策定し公表した『全体開発計画案

（H30.3）』を踏まえた各区域の事業化検討アドバイスや、まちづくり協議会など地権者組織の設立支援、業務代行予定者として参画する可能性の検討などを行っていただき、当協議会や各区域で実施する打合せ等に参加していただきながら、まちづくりのより一層の推進に向けて積極的な関わりが期待されます。

C区域の進捗状況について

令和2年1月から地区測量や権利調査等を実施し、令和2年7月には区域公告などの必要な手続きを行うとともに、地権者の皆さまの今後の土地活用方針の決定に参考となる「換地の共同売却・共同賃貸の概要や留意点」について勉強会を開催しました。また、地権者の皆さまの土地活用意向の確認や関係機関との協議が進められ、今後は、地権者の皆さまからの土地区画整理事業に係る同意を取りまとめ、土地区画整理組合の設立認可申請を行う予定です。組合設立後は、設立総会の開催や業務代行者の決定、詳細設計などを行っていくとともに、いよいよ現地での工事にも着手されることとなります。

D区域の進捗状況について

令和2年9月19日（土）に、土地区画整理準備組合設立を目的とする「彩都東部地区D区域まちづくり協議会（以下「D区域協議会」と呼びます。）」の設立総会が開催されました。設立総会では、規約の制定や役員選出の議案が可決され、役員については、会長に大上啓次様、副会長に速水清様、今西康雄様、理事に上久保功様、和崎正彦様の5名に決定されました。

また、令和2年11月に、一緒にまちづくりを検討していただく「事業化検討パートナー」を㈱フジタに決定いたしました。（茨木市ホームページで公表しております。）

その後、事業化検討パートナーによる個別面談が実施され、地権者の皆さまの土地活用意向調査を行いました。その結果を踏まえて、今後は土地利用計画の検討を行うなど、D区域協議会と㈱フジタは双方協力して準備組合設立に向けた取組を進めていきます。

※㈱フジタによる提案内容は別紙2をご参照ください



▲大上会長（右）と株式会社フジタ様（左）

A区域の進捗状況について

A区域の地権者の皆さまより、「C区域に続きA区域も事業化を検討してほしい」というご意見を受け、阪急阪神不動産㈱が土地利用計画（案）などを作成し、事業計画の説明および合意形成、関係機関との協議を進めてきました。A区域については地権者が少人数のため、個人施行での区画整理事業を検討しており、今後、C区域の組合設立認可後、速やかにA区域の土地区画整理事業の施行について認可申請を行う予定です。

彩都東部地区 各区域のスケジュール(予定)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
C区域	<ul style="list-style-type: none"> 同意書とりまとめ 組合設立認可申請 	認可設立 工事着手				(事業完了) 認可解散
A区域	<ul style="list-style-type: none"> 事業認可申請 	の整理地区 認可事業画 工事着手				終了地区 整理地区 事業画
D区域	<ul style="list-style-type: none"> 事業化検討 地権者合意形成 	設立準備 組合	認可設立 工事着手			
その他区域		事業化検討、まちづくり協議会の設立、準備組合・組合設立				工事着手

お願い（権利変動時のご連絡）

彩都東部地区地権者協議会では彩都東部約280ha内の地権者等を対象に、事業化に向けた取組みを行うことから、今後、相続や転売等により名義に変更が生じる場合は、下記事務局までご一報いただきますよう、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

■発行：彩都東部地区地権者協議会

■事務局：（窓口）茨木市都市整備部北部整備推進課 Tel:072-620-1609